

# アジア太平洋戦争における加害、被害と戦後補償

2021年10月29日 at 学際研究会  
合田公計

はじめに 加害の歴史を知らなかった私

1. アジア太平洋15年戦争の概観～アメリカとの戦争？ 中国や東南アジアでの戦争～
2. 戦争による加害
3. 戦後日本：国家による侵略戦争・加害の隠ぺい政策
4. 戦後補償

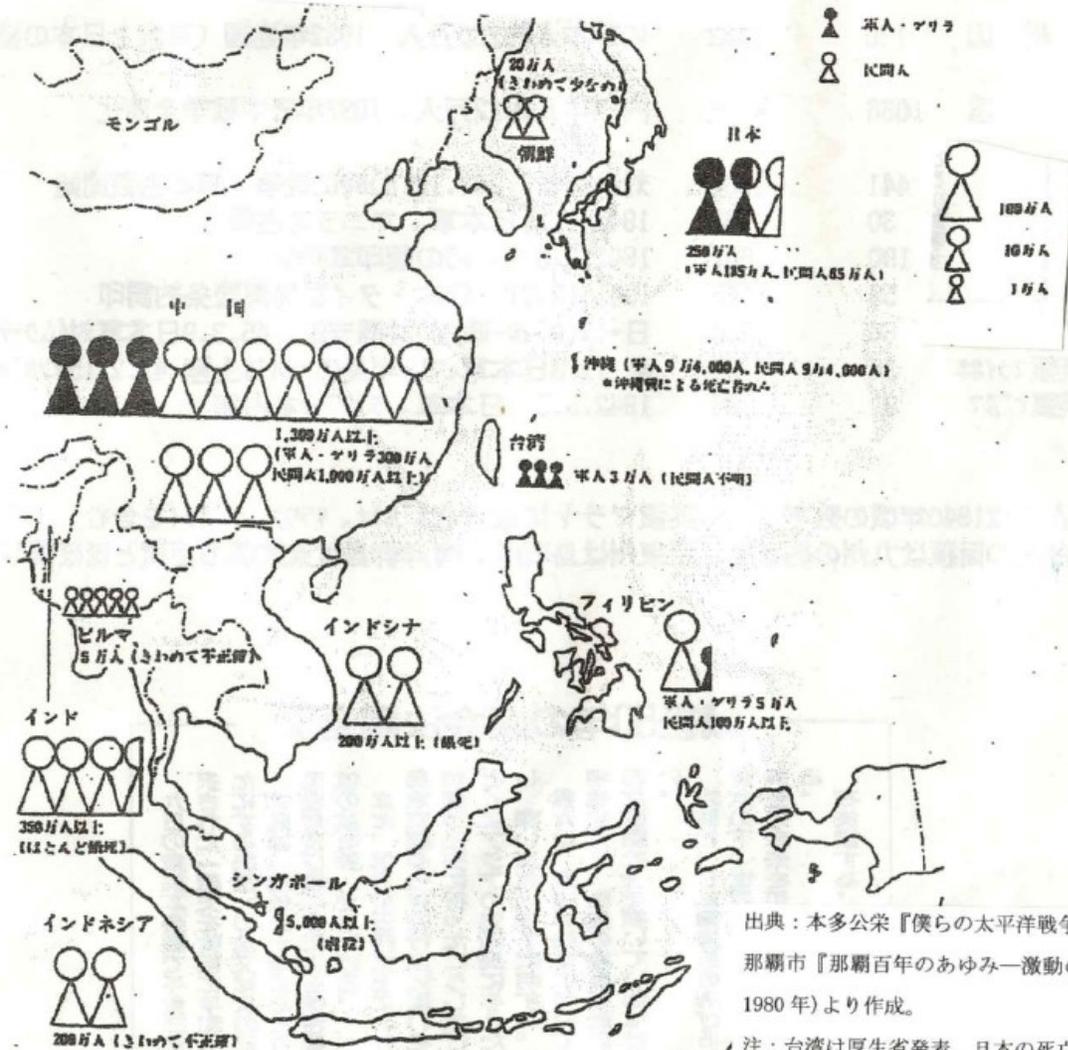
おわりに

戦争する国造りと加害の歴史を知らないことは密接関係

学際研究会資料リスト		
§		右図写真
1	アジア太平洋 被害	4 P
1	笠原 日中戦争地図	12 P
1	旧日本帝国と植民地	14 P
1	太平洋戦争開始時の日本軍進攻経路	19 P
2	ILO29 国内措置	1 P
2	ILO29 強制労働禁止	2 W
2	ハーグ陸戦法規(条約)	5 w
2	笠原 731部隊&被害	9 P
2	笠原 治安戦の諸相 1	10 P
2	笠原 治安戦の諸相 2	11 P
2	資料の探し方 慰安婦 京大永井	17 W
3	安倍氏が支援した	6 w
3	吉田裕 公文書焼却	13 W
3	公文書焼却	15 W
3	中国人強制連行 国会答弁	20 P
4	NHK戦後補償 空襲被害者	3 W
4	慰安婦、徴用工 司法判断	7 w
4	駅の子	8 P
4	山本晴太 戦後補償裁判一覧	16 P
4	戦争被害受忍論	18 P

-  ILO29強制労働禁止条約国内措置20210513
-  ILO強制労働ニ関スル条約20210513採録
-  NHK戦後補償2020年放送
-  アジア太平洋戦争被害
-  ハーグ陸戦法規
-  安倍氏が支援した育鵬社教科書の採択が激...
-  慰安婦、元徴用工...日韓の司法判断なぜズ...
-  駅の子戦争孤児 1 2 万人.docx
-  学際研究会資料
-  笠原「731部隊」&被害
-  笠原「治安戦(三光作戦) の諸相1
-  笠原「治安戦(三光作戦) の諸相2
-  笠原日中戦争地図
-  吉田裕「公文書焼却」20211029\_0052
-  旧日本帝国とその植民地、傀儡政権202005...
-  公文書焼却
-  山本晴太戦後補償裁判一覧20210513採録
-  資料の探しかた慰安婦問題を考える永井和...
-  戦争被害受忍論の検討
-  太平洋戦争開始時の日本軍の進攻経路
-  中国人強制連行国会答弁

# アジア・太平洋戦争における各国別人的被害（死亡者）



出典：本多公栄『僕らの太平洋戦争』260～261頁(労働者教育センター、1982年)及び

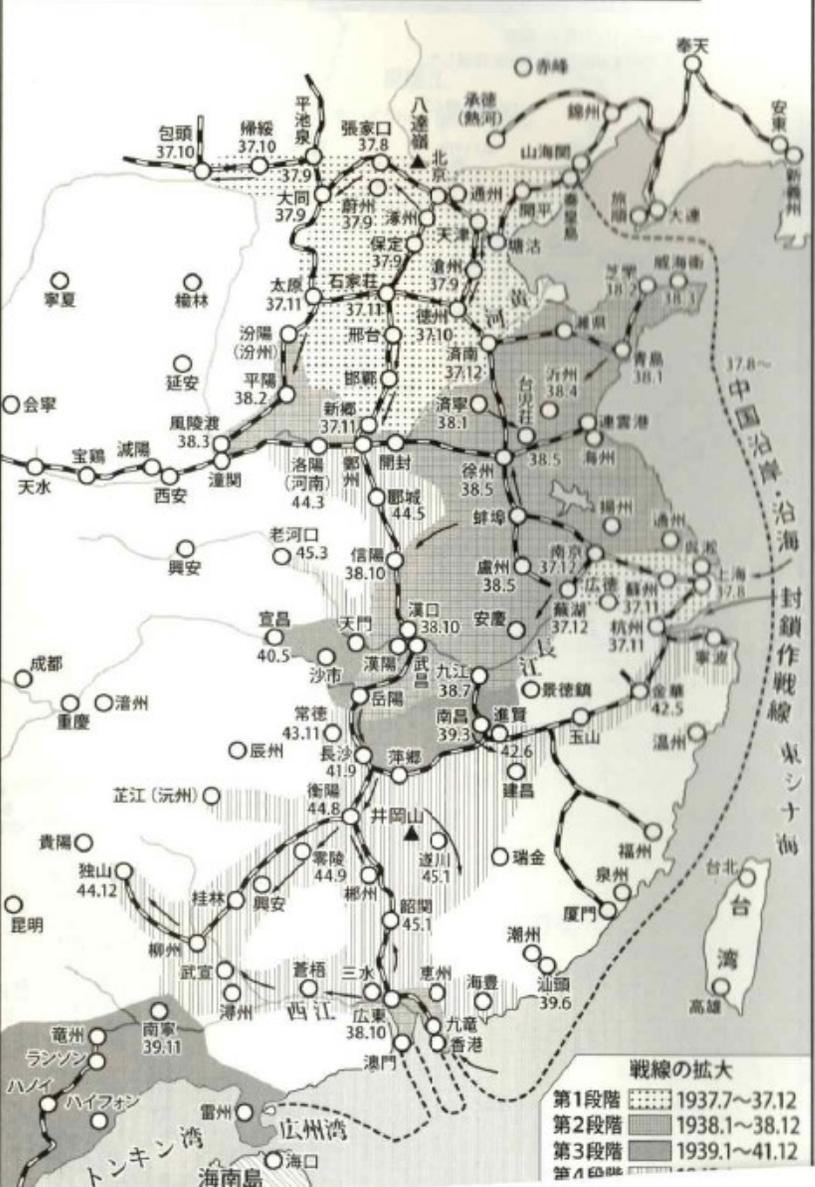
那覇市『那覇百年のあゆみ—激動の記録・琉球処分から交通方法変更まで』(那覇市企画部市史編集室1980年)より作成。

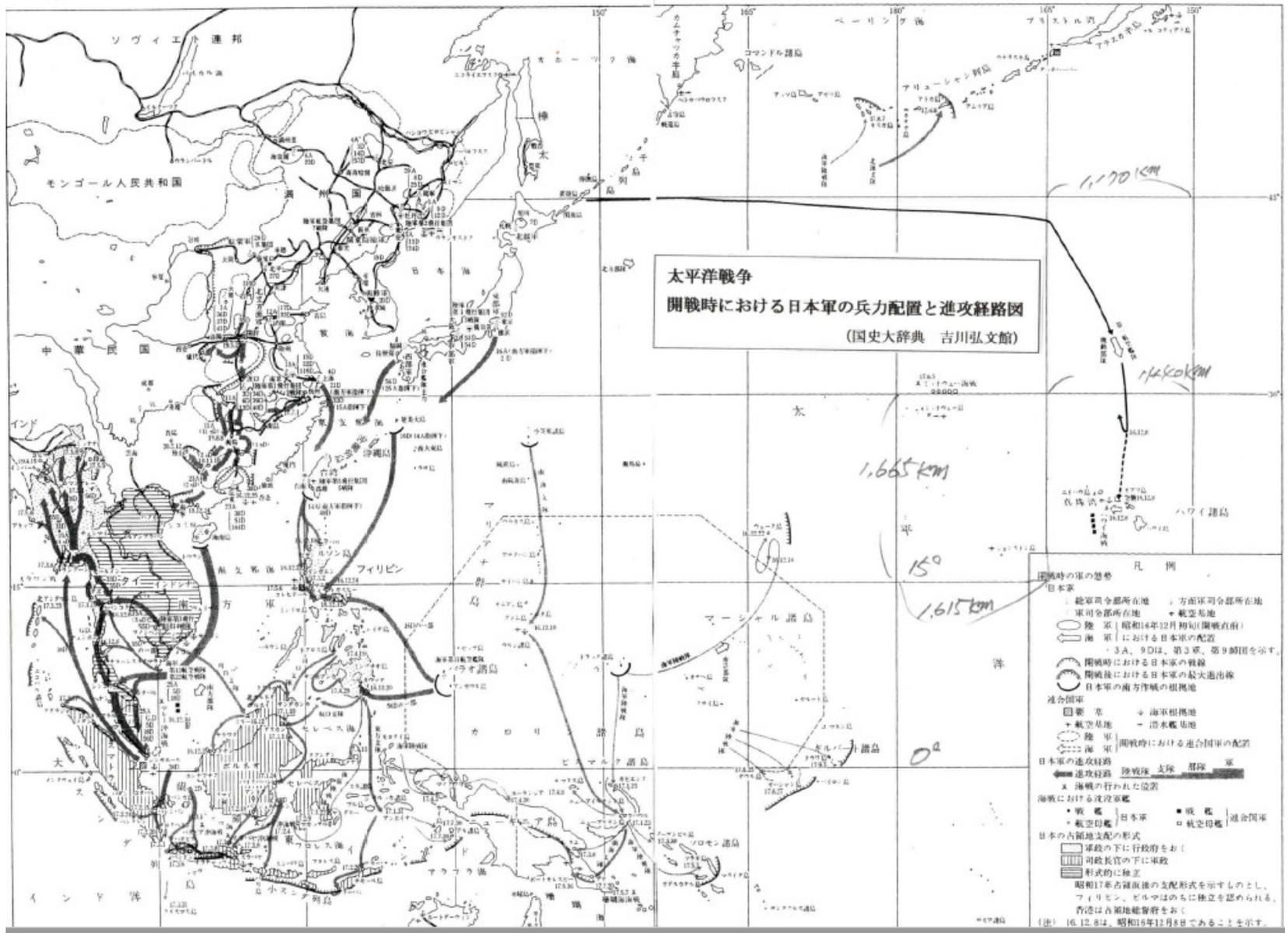
注：台湾は厚生省発表。日本の死亡者数には、沖縄戦の死亡者を含む。

地図③ 抗日根拠地の拡大(1937年~1941年)



地図② 日中戦争における戦線と占領地の拡大





太平洋戦争  
開戦時における日本軍の兵力配置と進攻経路図  
(国史大辞典 吉川弘文館)

- 開戦時の軍の態勢 凡例
- 日本軍
- 総軍司令部所在地
  - 方面軍司令部所在地
  - 軍司令部所在地
  - ✦ 航空基地
  - 陸軍 | 昭和16年12月初旬(開戦直前)
  - 海軍 | 開戦時における日本軍の配置
  - 3A, 9Dは、第3軍、第9師団を示す。
  - 開戦時における日本軍の戦線
  - 開戦後における日本軍の最大進出線
  - 日本軍の南方作戦の根拠地
- 連合国軍
- 航空
  - ✦ 海軍根拠地
  - ✦ 航空基地
  - 潜水艦基地
  - 陸軍 | 開戦時における連合国軍の配置
  - 海軍 | 開戦時における連合国軍の配置
- 日本軍の進攻経路
- 進攻経路
  - 陸戦隊
  - 支隊
  - 部隊
  - 軍
  - ✦ 海戦の行われた位置
- 海戦における沈没軍艦
- ✦ 戦艦 | 日本軍
  - ✦ 戦艦 | 連合国軍
  - ✦ 航空母艦 | 日本軍
  - ✦ 航空母艦 | 連合国軍
- 日本の占領地支配の形式
- 軍政の下に行政府をおく
  - 行政長官の下に軍政
  - 形式的に独立
- 昭和17年占領後の支配形式を示すものとし、  
フィリピン、ビルマのちに独立を認められる。  
香港は占領地監督をおく。  
(注) 16.12.8は、昭和16年12月8日であることを示す。

(万人)

		陸軍動員兵力					海軍動員	総合計
		中国	満州	南方	内地	陸軍計	兵力	
1937年	7月	0	20		25	45		
1937年	12月末	50	20		25	95	13	108
1938年	〃	68	22		25	115	20	135
1939年	〃	71	29		26	126	18	144
1940年	〃	68	40		27	135	22	157
1941年	〃	68	70	19	57	214	31	245
1942年	〃	68	70	52	52	242	43	285
1943年	〃	68	60	92	70	290	70	360
1944年	〃	80	46	163	121	410	130	540
1945年	8月	120	78	164	278	640	169	809

・中国は、満州を除く地域 ・内地には、台湾、朝鮮を含む  
 大江志乃夫編・解説、家永三郎序『支那事変、大東亜戦争問 動員概史』  
 (15年戦争秘蔵資料集第9巻、不二出版、1988年) 243頁他

旧日本帝国とその植民地、傀儡国家、軍事占領地域

	面積 万km	人口* 十万人
旧日本帝国	68	1052
内地	38	731
台湾	3.6	59
樺太	3.6	4.1
関東州	0.35	13.7
朝鮮	22	243
南洋群島	0.21	1.3

日清講和条約(1895)で獲得  
 日露講和(1905)条約で獲得  
 同上条約で租借、事実上日本領土。  
 日韓併合条約(1910)で獲得  
 第一次大戦中に占領(1914)、1920年から国際連盟の委任統治

(事実上日本領土)

満州国	130	432	内日本人約230万人、1932年建国(事実上日本の植民地)
中国	1036	4466	内日本人約12万人、1937年日中戦争全面化
東南アジア	441	1364	対米開戦(1941.12.8)時に戦争・軍事占領開始
フィリピン	30	160	1942.1.2 日本軍、マニラを占領
蘭領東インド	190	607	1942.3.9 シンガポールの蘭印軍降伏
タイ国	59	145	1941.12.21 日本・タイ国間同盟条約調印
仏領インドシナ	66	230	日・仏(ウーイ-政府)共同支配、45.3.9日本軍対仏ケテー、

以後日本の単独支配

英領マライ群島	35	54	41.12.8日本軍、マレー半島のジョホール上陸	42.2.15シンガポールの
英領ビルマ	61	168	1942.3.8 日本軍、ラカーンを占領	英軍降伏

\* 人口は1940年頃の数字、\*\*英領マラヤには、

北ボルネオ、サラワク、ブルネイを含む。

# 台湾の面積は九州の約8割、関東州は鳥取県、

南洋群島は東京都の面積とほぼ同じ。

アジア太平洋15年戦争中の動員兵力

(万人)

		陸軍動員兵力					海軍動員 兵力	総合計
		中国	満州	南方	内地	陸軍計		
1937年	7月	0	20		25	45		
1937年	12月末	50	20		25	95	13	108
1938年	〃	68	22		25	115	20	135
1939年	〃	71	29		26	126	18	144
1940年	〃	68	40		27	135	22	157
1941年	〃	68	70	19	57	214	31	245
1942年	〃	68	70	52	52	242	43	285
1943年	〃	68	60	92	70	290	70	360
1944年	〃	80	46	163	121	410	130	540
1945年	8月	120	78	164	278	640	169	809

・中国は、満州を除く地域      ・内地には、台湾、朝鮮を含む

大江志乃夫編・解説、家永三郎序『支那事変、大東亞戦争間 動員概史』

(15年戦争秘蔵資料集第9巻、不二出版、1988年) 243頁他

# アジア太平洋戦争における加害と被害と戦後補償

はじめに 加害の歴史を知らなかった私

1970年大学入学 高校では日本史、世界史を勉強したのに。731部隊のことを聞いたのは1975年。  
90年代前半に、NHK報道特集で秀逸な番組続々。今は見られない。

## 1. アジア太平洋15年戦争の概観～アメリカとの戦争？ 中国や東南アジアでの戦争～

戦場はどこだった？

動員兵力 1945年8月 700万超 「戦没者(民間人含む)」310万人 多くは兵士

約900万人～1千万人 20代、30代の男子の総数にほぼ等しい 根こそぎ動員 「若い男はいなかった」

死者数 約2千万人 民間人多い

8月の戦没者追悼式の首相式辞「300万余」＝日本人だけ＝加害の隠ぺい

「戦没者＝戦争のおかげで戦後日本の平和や繁栄」という欺瞞

あたかも自衛戦争であったかの如き政府の式辞(政策)

明白な反証：アジア各地への兵力動員＝どこで戦争をしたのか 中国での戦争 東南アジアでの戦争

公文書の焼却：自衛戦争なら証拠文書は保存 焼却した⇒侵略の隠ぺい

## 2. 戦争による加害

731部隊(細菌戦)、毒ガスの使用、強制労働(朝鮮、中国、東南アジア)、物資の掠奪  
三光作戦(殺、焼、奪) 住民虐殺、レイプ、従軍慰安婦(性奴隷)、・・・

ジュネーブ議定書(1925年、化学兵器・細菌兵器の使用禁止) 発効せず。 ハーグ陸戦条約

ハーグ陸戦条約(法規) (1907年)  
掠奪等も禁止 家の名誉も保護対象

強制労働禁止条約(1930年)  
厳格な禁止

醜業を行なわしめるための婦女売買禁止に関する国際条約(1910年)  
未成年(21歳未満) 禁止、甘言等も禁止、多国間にわたる場合も禁止(植民地非適用関連)

娼妓取締規則 (1900年)  
警察への届出、自身が出頭して廃業届を出せば廃業可能、実際に廃業した娼婦数千  
従軍慰安婦は「公娼」以下の存在  
⇒資料 笠原十九司資料

東京地方裁判所（民事18部 岩田好二裁判長）は、2002年8月27日、731部隊細菌戦国家賠償請求訴訟（原告・中国人被害者180名）において、731部隊等の旧帝国陸軍防疫給水部が、生物兵器に関する開発のための研究及び同兵器の製造を行い、中国各地で細菌兵器の実戦使用（細菌戦）を実行した事実を認定した。

すなわち、判決は、「731部隊は陸軍中央の指令に基づき、1940年の浙江省の衢州、寧波、1941年の湖南省の常德に、ペスト菌を感染させたノミを空中散布し、1942年に浙江省江山でコレラ菌を井戸や食物に混入させる等して細菌戦を実施した。ペスト菌の伝播（でんぱ）で被害地は8カ所に増え、細菌戦での死者数も約1万人いる」と認定した。

さらに判決は、細菌戦が第2次世界大戦前に結ばれたハーグ条約などで禁止されていたと認定した。

（出所：同裁判の原告側HP）

### 3. 戦後日本：国家による侵略戦争・加害の隠ぺい政策

- 公文書の焼却
- 教科書検定の反動化：教科書法案不成立(1956年)。戦争をロマンチックに描き侵略戦争という用語が消える
  - 家永教科書訴訟 1965年～1997年(一次訴訟提訴～三次訴訟最高裁判決)  
731の削除などは違法(3次訴訟 97年判決)
  - 1970年 杉本判決(2次訴訟 東京地裁判決)
  - 1980年代初頭 宮沢内閣 教科書に対する国際的批判を受けて改善を約束
  - 1992年、93年 慰安婦調査 強制性、軍や政府機関の関与を認める  
現在も河野洋平官房長官談話が外務省HPに掲載
- 新しい歴史教科書をつくる会 1996年設立
- 安倍内閣のもとでのNHK慰安婦番組への介入 2001年1月  
これ以後慰安婦問題問題番組は制作されず
- 戦争関連番組の隠ぺい
  - 1990年代前半の秀作 731部隊 軍慰安婦(性奴隷) 中国人強制労働 朝鮮人強制労働
  - 現在NHKアーカイブスに出てこない、オンデマンドその他で見られない。クロニクルで放送は確認できる。
- 軍慰安婦2015年日韓政府間合意 被害者抜きの政府間・口頭「合意」 「最終決着」  
  
育鵬社系教科書の採択激減 2020年に判明 2021年からの使用教科書について
- 歴史用語への政治介入 2021年 子どもと教科書21(家永訴訟支援団体の後継) 抗議声明

## 4. 戦後補償

### ◎日本人に対する補償

軍人恩給中心 勤続年数の壁(11年 割増率ありだが) 階級による差あり 職業軍人に有利  
特に南洋では、餓死、病死多い 菊兵团

空襲被害者 無視。 駅の子 無視から孤児政策(戦争孤児の著作や番組が見られる)  
司法による「受忍論」 「等しく受忍せよ」 「国家に義務はない」

上記2者が両極端、被爆者援護、シベリア抑留者への一時金支給等が中間的

被爆者援護 黒い雨訴訟 被爆者手帳

シベリア抑留者への一時金支給 近年のこと

アメリカやソ連に対する個人の請求権を国家が放棄したわけではない。

国家が放棄したのは「外交保護権」。国家に補償義務はない。米国やソ連で裁判すれば良い。

政府の二枚舌：日韓協定ですべて消滅 or 個人の請求権は残存(柳井条約局長など国会答弁1991年~92年)

裁判に訴える権利はあるが、裁判所が認めるかどうかは不明

## 4. 戦後補償

### ◎アジアの人々に対する戦後補償

戦後補償裁判 101件 (1972年提訴～2021年3月・最高裁、山本晴太弁護士によるリスト)

強制連行、従軍慰安婦(強制労働、虐待、謝罪や慰謝料)

判決によって多様だが、条約違反を認める場合でも、

個人に請求権はない、時効、国家に立法義務なし、国家無答責を理由に却下、

個人の請求権は認めても、裁判で救済されない権利であり救済されない⇒裁判で棄却 和解勧告

#### ●最高裁2007年4月27日 西松建設判決 (中国人強制労働訴訟)

「サンフランシスコ条約は、そうした趣旨のものである」「日中共同声明で裁判上請求する権利は失われた」

棄却して和解勧告

#### ●不二越二次訴訟(韓国女子、強制労働、賃金不払い)

2003提訴 棄却07年(地裁)、同10年(高裁)、11年不受理(最高裁)

強制連行・強制労働の事実を認定。「日韓請求権協定で請求権消滅」として棄却(地裁、高裁)

⇒ソウル中央地方法院に提訴。14年10月30日勝訴判決

#### ●三菱名古屋・朝鮮女子勤労挺身隊訴訟

99年地裁提訴(05年棄却)、高裁(07年5月棄却)、最高裁(08年11月棄却)

地裁判決(請求権についても「請求権協定により消滅という」国の新主張を受け入れた初の判決)

高裁では、「強制労働」と認め、

旧三菱と現三菱重工について実質的同質性を認めた(異なるとの三菱側の姿勢を信義則に悖るとした)

## NHK番組介入問題の経過

(しんぶん赤旗 2005年1月17日 ウェブ掲載)

2000年12月8～12日 「女性国際戦犯法廷」開催

01年1月29日午後 NHK総合企画室の野島直樹担当局長と松尾武放送総局長が安倍、中川両氏を議員会館に訪ね番組への理解を求める。了解を得られず、番組を変更するので放送させてほしいと説明。(安倍氏「NHK幹部が予算の説明できた。NHK側が自主的に番組内容を説明」、中川氏「会ったのは2月2日」)

同日午後6時すぎ 松尾総局長と野島担当局長、伊東律子番組制作局長が完成済みの番組を試写し、内容の変更を制作現場に指示

同日深夜 制作現場が手直し作業し、44分の番組は43分に

30日夕 松尾総局長が番組の改変を3点にわたり指示。番組は最終的に40分に短縮

同日午後10時 番組放送

(注) 長井NHKチーフ・プロデューサー(当時番組デスク)の証言にもとづく。かっこ内は安倍、中川氏の主張

□2005年1月17日(月)「しんぶん赤旗」(web掲載)←

## NHK番組改ざん問題←隠せない介入の事実← 安倍氏の弁解を検証すると←

□「圧力をかけていない」「公正・中立こといっただけ」——。自民党の安倍晋三幹事長代理が、NHKの「従軍慰安婦」番組改ざん問題で、あれこれ弁明しています。介入を明白に認めた当初の発言を変えるなど否定も徹底。しかし、この間の経過や安倍氏自身の発言をみても、圧力・介入の事実は隠しようがありません。←

←  
具体的注文こそ圧力←

□「NHKがとりわけ求められている公正・中立の立場で報道すべきではないか」と指摘した。←

□安倍氏は、こんな調子で番組内容の変更を求めた自らの発言を正当化しています。しかし、安倍氏は一般論を口にしたのではありません。特定の番組を指して、それを「偏っている」という特定の立場から「公正・中立に」と注文をつけたのです。←

□安倍氏を訪れたのは、NHKの総合企画室・野島直樹担当局長、松尾武敏放送総局長ら。←

□安倍氏は、番組で扱った「女性国際連帯法廷」について「(裁判長が昭和天皇有罪の)判決を下すと、場内は拍手と興奮のつばの中で歓喜に包まれるという極めて異常な状況」(十三日、テレビ朝日系「報道ステーション」)と敵愾していました。←

□だからこそ、「偏った報道と知り、NHKから話を聞いた。中立的な立場で報道されねばならず、反対側の意見も紹介しなければならぬし、時間配分も中立性が必要だと言った」(「朝日」十二日付)のです。「時間配分」にまで言及しているのは、安倍氏が放送前から番組制作の事情を知り得てい

る証拠であり、具体的な注文をつけたこと自体、圧力そのものです。←

□さらに、官房副長官として政権の中核にいた安倍氏が「公正・中立にやれ」と言えば、それは番組で「法廷」を扱うなど言っているのと同じことになります。←

□コラムニストの天野弐吉氏は、「純粋に無色透明な人が言うならそれでいいです。あの番組に批判的の方が『公正であってほしい』と言えばあの番組は公正ではないという意味になりませんか」(十四日、「報道ステーション」)と指摘。十六日放送のテレビ朝日系「サンデープロジェクト」でも『公平・公正』にということ自体が客観的かつ政治圧力になるのではないか(経済ジャーナリストの泉指原誠一氏)という声もあがっています。←

←  
面会録の内容を変更←

□安倍氏は、「介入」「圧力」を否定しますが、NHK陣営と会った二〇〇一年一月二十九日から、番組内容が二度にわたって大幅に改ざんされたのは厳然とした事実です。←

□当時番組の担当デスクだった長井暁氏の証言などによると、同日午後六時すぎ、完成済みの番組を異例の試写。松尾放送総局長は三点にわたる変更を制作現場に指示します。それは、←

□——「女性国際連帯法廷」が、日本軍による婦女暴行や「慰安婦」制度が「人道に対する罪」を構成すると認定し、日本国と昭和天皇に責任があり有罪と判決を下した部分を全面的にカットする。←

□——スタジオ出演者である米山リサ・カリフォルニア大学準教授のコメントを数カ所カットする。←

□——「法廷」に反対の立場をとる秦南彦日本大学教授のインタビューを大幅に追加する。←

←  
□この手直し作業が深夜まで行われ、番組の尺(長さ)は一分短くなるという異常事態に。←

□改ざんはさらに三十日午後十時からの放送直前に再び行われました。松尾総局長は、(1)中国人被害者の紹介と証言(2)東ティモールの慰安所の紹介と元慰安婦の証言(3)元日本軍兵士の慰安所や婦女暴行の体験の証言——の三点をさらにカットするよう現場に指示しました。←

□二度の改変の結果、四十四分間の番組は四十分縮めて放送され、安倍氏が敵愾し、番組の要でもあった「法廷」がどのような判断を下したかわからないものになってしまったのです。←

□また「法廷」の意義について敵愾した出演者の発言をカットする一方、「法廷」反対論者のコメントが大幅に追加されました。←

←  
なぜ特定番組を説明←

□「予算の説明とかかかっていたというので応じたもので、こちらからNHKを呼んだ事実はまったくない。NHKが自主的に番組内容を説明した」←

□安倍氏が、番組放送前NHK陣営と会ったことについて、こう弁解しているのも不可解です。←

□訪れたうち、松尾放送総局長といえは放送現場に責任をもつトップ。その人物が、わざわざ、特定の番組について放送前日に説明に来るのも不自然です。←

□安倍氏は、「(NHK側が)非常にバランスのとれた番組になっているということを説明した」と発言しています(「サンデープロジェクト」)。同氏がこの番組が「偏っている」と特別の関心を持っていることがNHK側に伝わらなければ、NHK側がこんな説明をしにくるはずがありません。←

醜業を行なわしめるための婦女売買禁止に関する国際条約

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/B-S38-C1-353.pdf>

全11条(資料出所：外務省HP) 【省略部分】 第4条：関係法令の相互通報 第5条：犯罪人の引渡 第6条：司法ジムの囑託 第7条:犯罪人名簿の交換 第8条：加入 第9条：批准、実施 第10条：廃棄

婦人及兒童賣買禁止條約（一九二〇年ノ條約）

(定訳)

醜業ヲ行ハシムル爲ノ婦女賣買禁止ニ關スル國際條約(※)

明治四三年 五月 四日 パリで作成  
大正 元年 九月 一五日 効力発生

大正一四年一〇月二二日加入書附  
大正一四年二月二二日公布(条約第一八号)  
大正一五年四月二二日効力発生

前文

左ノ諸國ノ君主、元首及政府ハ

「トレート、デ、ブランシュ（醜業ヲ行ハシムル爲ノ婦女賣買）」ナル名稱ヲ以テ知ラルル賣買ノ禁止ヲ最  
有效ナラシムコトヲ均シク希望シ之カ爲條約ヲ締結  
スルコトニ決シ且千九百一二年七月十五日ヨリ二十五日  
迄巴里ニ於テ會合シタル第一回會議ニ於テ一提案ノ可  
決セラレタルニ鑑ミ其ノ全權委員ヲ任命セリ

右全權委員ハ千九百一十年四月十八日ヨリ五月四日ニ至  
ル迄巴里ニ於テ第二回會議ヲ開催シ左ノ條項ヲ協定セ  
リ

第一條

何人タルヲ間ハス他人ノ情慾ヲ満足セシムル爲醜行ヲ  
目的トシテ未成年ノ婦女ヲ勸誘シ誘引シ又ハ拐去シタ  
ル者ハ本人ノ承諾ヲ得タルトキト雖又右犯罪ノ構成要  
素タル各行爲カ異リタル國ニ互リテ遂行セラレタルト  
キト雖罰セラルヘシ

第二條

何人タルヲ間ハス他人ノ情慾ヲ満足セシムル爲醜行ヲ  
目的トシテ詐欺ニ依リ又ハ暴行、脅迫、權力濫用其ノ  
他一切ノ強制手段ヲ以テ成年ノ婦女ヲ勸誘シ誘引シ又  
ハ拐去シタル者ハ右犯罪ノ構成要素タル各行爲カ異リ  
タル國ニ互リテ遂行セラレタルトキト雖罰セラルヘシ

第三條

締約國ハ現ニ其ノ法制カ前二條ニ定ムル犯罪ヲ防遏ス  
ルニ充分ナラサルトキハ右犯罪ヲ其ノ輕重ニ從ヒ處罰  
スル爲必要ナル措置ヲ執リ又ハ右措置ヲ各自ノ立法機  
關ニ提案スヘキコトヲ約ス

第十一條

締約國カ本條約ヲ其ノ殖民地、屬地又ハ領事裁判管轄  
地域ノ一箇又ハ數箇ニ實施セムトスルトキハ該國ハ文  
書ヲ以テ其ノ意思ヲ通告スヘク該文書ハ佛蘭西共和國  
政府ノ記録ニ寄託セララルヘシ同政府ハ外交手續ニ依リ  
其ノ認證謄本ヲ各締約國ニ送付シ同時ニ其ノ寄託ノ日  
ヲ通知スヘシ

殖民地等  
に對する  
實施並  
に廢棄

犯罪の処  
罰の保  
護

成年の婦  
女に對す  
る犯罪行  
爲

未成年の  
婦女に對  
する犯罪  
行為

#### 第四條

締約國ハ本條約ノ目的ニ關シ自國ニ於テ既ニ制定シ又ハ制定スルコトアルヘキ法令ヲ佛蘭西共和國政府ヲ介シテ互ニ通報スヘシ

#### 第五條

第一條及第二條ニ定ムル犯罪ハ本條約實施ノ日ヨリ締約國間ノ既存條約ニ依リ引渡ヲ要スヘキ犯罪中ニ當然挿入セラレタルモノト看做サルヘシ

前項ノ規定カ現行法令ヲ變更スルニ非サレハ之ヲ實行スルコト能ハサルトキハ締約國ハ必要ナル措置ヲ執リ又ハ右措置ヲ各自ノ立法機關ニ提案スヘキコトヲ約ス

#### 第六條

本條約ニ定ムル犯罪ニ關スル司法事務ノ囑託ハ左ノ方法ニ依リ之ヲ行フ

#### 一 司法官憲間ノ直接ノ通信

二 被囑託國ニ駐在スル囑託國ノ外交官又ハ領事官ノ仲介 該官吏ハ直接ニ當該司法官憲ニ司法事務囑託書類ヲ送達シ且該官憲ヨリ右囑託ノ實行ヲ確證スル書類ノ送達ヲ直接ニ受クルモノトス

(前記二箇ノ場合ニ於テハ被囑託國ノ上級官憲ニ對シ同時ニ常ニ該司法事務囑託書類ノ謄本ヲ送附スヘキモノトス)

#### 三 外交手續

各締約國ハ他ノ各締約國ヨリ發スル司法事務ノ囑託ニ付其ノ認容スル前期囑託方法ヲ該國ニ宛テタル通告ヲ以テ知ラシムヘシ

四一41 自由廃業娼妓の総数

去る三十三年九月中彼の吉原遊廓新万様の娼妓綾衣が自由廃業の魁けをなせし以来本年十一月中旬までの間に於て府下九遊廓の娼妓中自由廃業をなしたる者の総数実二千五百四十五人の多きに達したる由なるが、其内訳を記せば吉原七百六十三人、洲崎四百四十五人、新宿百五人、品川百一人、千住七十四人、板橋廿七人、八王子十三人、調布十二人、川越三人、府中三人にして之を一人の前借金五十円宛と仮定するも総金額十二万七千二百五十円と算出せらるるべし。酒場女の使用禁止、目下開会中の普魯西國議案に於ては、酒屋及旅館の酒場に於て給仕人として婦人の使用を禁止する法律案を可決せり、尤も風紀上の取締より出でたるものなり、我邦に於ても斯種の法律の早く制定されんことを望む。(婦人新報【第七九号】)

婦人新報社、一九〇三年一月

四一37 娼妓取締規則

○内務省令第四十四号 娼妓取締規則左ノ通之ヲ定ム

明治三十三年十月二日

内務大臣 侯爵西郷從道

娼妓取締規則

- 第一条 十八歳未満ノ者ハ娼妓タルコトヲ得ス
- 第二条 娼妓名簿ニ登録セラレザル者ハ娼妓取締ヲ為スコトヲ得ス
- 娼妓名簿ハ娼妓所在地所轄警察官署ニ備フルモノトス
- 娼妓名簿ニ登録セラレタル者ハ取締上警察官署ノ監督ヲ受クルモノトス
- 第三条 娼妓名簿ノ登録ハ娼妓タラントスル者自ら警察官署ニ出頭シ左ノ事項ヲ具シタル書面ヲ以テ之ヲ申請スヘシ
  - 一 娼妓ト為ルノ事由
  - 二 生年月
  - 三 同一戸籍内ニ在ル最近尊族親、尊族親ナキトキハ戸主ノ承諾ヲ得タルコト若シ承諾ヲ与フヘキ者ナキトキハ其ノ事実
  - 四 未成年者ニ在テハ前号ノ外実父、実父ナキトキハ実母、実父母ナキトキハ実祖父、実父母実祖父ナキトキハ実祖母ノ承諾ヲ得タルコト
  - 五 娼妓取締ヲ為スヘキ場所
  - 六 娼妓名簿登録後ニ於ケル住居
  - 七 現在ノ生業但シ他人ニ依リテ生計ヲ営ム者ハ其ノ事実
  - 八 娼妓タリシ事実ノ有無並ニ嘗テ娼妓タリシ者ハ其ノ稼業ノ開始廃止ノ年月日、場所、娼妓タリシキノ住居及稼業廃止ノ事由
  - 九 前各号ノ外府県令ヲ以テ定メタル事項
- 前項ノ申請ニハ戸籍吏ノ作リタル戸籍謄本、前項第三号第四号ノ承諾書及市区町村長ノ作リタル承諾者印鑑証明書ヲ添付スヘシ
- 娼妓名簿登録申請者ハ登録前府県令ノ規定ニ従ヒ健康診断ヲ受クヘキモノトス
- 第四条 娼妓取締ヲ禁止セラレタル者ハ娼妓名簿ヨリ削除セララル、モノトス
- 前項ノ外娼妓名簿ノ削除ハ娼妓ヨリ之ヲ申請スルモノトス但シ未成年者ニ在テハ前条第一項第三号及第四号ニ掲グル者ヨリモ之ヲ申請スルコトヲ得

\*市川房枝編集・解説 「日本婦人問題資料集成 第一巻」(ドメス出版 一九七八年)所収資料 \*救世軍は、社会福祉・教育・医療などの支援を行いながら、伝道事業を行なっているイギリス生まれのキリスト教(プロテスタント)団体。



第五号 娼妓名簿削除ノ申請ハ書面又ハ口頭ヲ以テスヘシ

- 前項ノ申請ハ自ら警察官署ニ出頭シテ之ヲ為スニ非サレハ受理セサルモノトス但シ申請書ヲ郵送シ又ハ他人ニ托シテ之ヲ差出ス場合ニ於テ警察官署方申請者自ら出頭スルコト能ハサル事由アリト認めルトキハ此ノ限ニ在ラス
- 警察官署ニ於テ娼妓名簿削除申請ヲ受理シタルトキハ直ニ名簿ヲ削除スルモノトス
- 第六条 娼妓名簿削除申請ニ関シテハ何人ト雖妨害ヲ為スコトヲ得ス
- 第七条 娼妓ハ府県令ヲ以テ指定シタル地域外ニ住居スルコトヲ得ス
- 娼妓ハ法令ノ規定若ハ官庁ノ命令ニ依リ又ハ警察官署ニ出頭スルカ為外出スル場合ノ外警察官署ノ許可ヲ受クルニ非サレハ外出スルコトヲ得ス但シ府県令ノ規定ニ依リ一定ノ地域内ニ於テ外出ヲ許ス場合ハ此ノ限ニ在ラス
- 第八条 娼妓取締ハ官庁ノ許可シタル貸座敷内ニ非サレハ之ヲ為スコトヲ得ス
- 第九条 娼妓ハ府県令ノ規定ニ従ヒ健康診断ヲ受クヘシ
- 第十条 警察官署ノ指定シタル医師又ハ病院ニ於テ疾病ニ罹リ稼業ニ堪ハサル者又ハ伝染性疾患アル者ト診断シタル娼妓ハ治療ノ上健康診断ヲ受クルニ非サレハ稼業ニ就クコトヲ得ス
- 第十一条 警察官署ハ娼妓名簿ノ登録ヲ拒ムコトヲ得
- 第十二条 何人ト雖娼妓ノ通信、面接、文書ノ閲覧、物件ノ所持、購買其ノ他ノ自由ヲ妨害スルコトヲ得ス
- 第十三条 左ノ事項ニ該当スル者ハ二十五円以下ノ罰金又ハ二十五日以下ノ重禁錮ニ処ス
  - 一 虚偽ノ事項ヲ具シ娼妓名簿登録ヲ申請シタル者
  - 二 第六条第七号第九号第十二号ニ違背シタル者
  - 三 第八条ニ違背シタル者及官庁ノ許可シタル貸座敷外ニ於テ娼妓取締ヲ為サシメタル者
  - 四 第十条ニ違背シタル者及第十条ニ依リ稼業ニ就クコトヲ得サル者ヲシテ強テ稼業ニ就カシメタル者
  - 五 第十一条ノ停止命令ニ違背シタル者及稼業停止中ノ娼妓ヲシテ強テ稼業ニ就カシメタル者
  - 六 本人ノ意ニ反シテ強テ娼妓名簿ノ登録申請又ハ登録削除申請ヲ為サシメタル者
- 第十四条 本令ノ外必要ナル事項ハ府県令ヲ以テ之ヲ定ム
- 第十五条 本令施行ノ際現ニ娼妓タル者ハ申請ヲ待タシテ娼妓名簿ニ登録セララル、モノトス

(内務省令第四十四号、一九〇一年一月二日)

四一38 婦人救済(抜粋)

山室軍平 260

救世軍は一面婦人救済の事業に着手すると同時に、一面他の新聞社の諸君等と共に、娼妓は金銭貸借の關係如何に關らず、何時にても職業を廢し得べきものと主張し、娼妓の廢業を奨励した。これが爲に、貸座敷営業者其の他から、目の上の瘤の如く見做され、あらゆる反対迫害を蒙り、当時新橋停車場前にあつた本営は、いつ焼討せられるかも知れぬというて、毎夜警官が附切にて保護し、幹部の一二士官は銭湯へ行くにさえ、刑事巡查が蔭ながら警戒する様な始末であつた。それが同年の十月に至り、時の内務大臣が英断を以て、新しき娼妓取締規則を發布し、従来は満十六歳以上にて娼妓となり得たのを、満十八歳以上と改め、又娼妓の廢業に就いては、本人が所轄警察署の前に出頭し、名簿削除の申請をなせば、前借金の有無に關係なく、直ちに廢業し得る事に取定められた。もとより實際上に於ては、此の規則の發布以來十七八年を経たる今日でさへ、種々な事情に捉はれて、仲々其の明文通り行されて居ないけれども、それでも「何物か有るのは、全く無いには癒る」筈。其れ以來娼妓の自由廢業といふことは、兎も角表面上には、認めらるゝ世の中となつたのである。

『山室軍平選集』第8巻第7章、1953年

## 西松建設最高裁判決(中国人強制連行) 2007年4月

そして、前記のとおり、サンフランシスコ平和条約の枠組みにおいては、請求権の放棄とは、請求権に基づいて裁判上訴求する権能を失わせることを意味するのであるから、その内容を具体化するための国内法上の措置は必要とせず、日中共同声明5項が定める請求権の放棄も、同様に国内法的な効力が認められるというべきである。

(4) 以上のとおりであるから、日中戦争の遂行中に生じた中華人民共和国の国民の日本国又はその国民若しくは法人に対する請求権は、日中共同声明5項によって、裁判上訴求する権能を失ったというべきであり、そのような請求権に基づく裁判上の請求に対し、同項に基づく請求権放棄の抗弁が主張されたときは、当該請求は棄却を免れないこととなる。

### 5 まとめ

本訴請求は、日中戦争の遂行中に生じた中国人労働者の強制連行及び強制労働に係る安全配慮義務違反等を理由とする損害賠償請求であり、前記事実関係にかんがみて本件被害者らの被った精神的・肉体的な苦痛は極めて大きなものであったと認められるが、日中共同声明5項に基づく請求権放棄の対象となるといわざるを得ず、自発的な対応の余地があるとしても、裁判上訴求することは認められないというべきである。したがって、請求権放棄をいう上告人の抗弁は理由があり、以上と異なる原審の判断には判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。論旨は理由があり、原判決は破棄を免れない。そして、以上説示したところによれば、

異なる原審の判断には判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。論旨は理由があり、原判決は破棄を免れない。そして、以上説示したところによれば、その余の点について判断するまでもなく、被上告人らの請求は理由がないというべきであり、これを棄却した第1審判決は結論において正当であるから、被上告人らの控訴をいずれも棄却すべきである。

なお、前記2(3)のように、サンフランシスコ平和条約の枠組みにおいても、個別具体的な請求権について債務者側において任意の自発的な対応をすることは妨げられないところ、本件被害者らの被った精神的・肉体的苦痛が極めて大きかった一方、上告人は前述したような勤務条件で中国人労働者らを強制労働に従事させて相

応の利益を受け、更に前記の補償金を取得しているなどの諸般の事情にかんがみると、上告人を含む関係者において、本件被害者らの被害の救済に向けた努力をすることが期待される場所である。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 中川了滋 裁判官 今井 功 裁判官 古田佑紀)